

四日市市告示第 387 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第14条第3項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

令和2年 7月 2日

四日市市長 森 智広

- 1 移動した自転車等の台数
別表のとおり
- 2 移動した年月日
別表のとおり
- 3 放置されていた区域
別表のとおり
- 4 保管場所
第2保管場所 四日市市小生町地内
第4保管場所 四日市市末永町地内
- 5 保管期間
移動日から起算して90日
- 6 連絡先
四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係
電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

別 表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
令和2年3月24日	阿倉川駅 自転車置場	24 台
令和2年3月24日	近鉄富田駅東 自転車置場	9 台
令和2年3月24日	近鉄富田駅西 自転車置場	10 台
令和2年3月25日	近鉄富田駅東 自転車置場	9 台
令和2年3月25日	近鉄富田駅西 自転車置場	24 台
合 計		76 台